

# 連載 景表法の基礎知識 ①

弁護士  
松田 竜



皆さんは、景品表示法という法律を聞いたことがありますか？

正式名称は、不当景品類及び不当表示防止法といい、「景表法」と略称されています。

景表法は、不当な景品類や不当な表示等の制限や禁止を行うことによって、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

消費者は、より良い商品やサービスを、より安価に求めたいと思っています。

ところが、消費者を誤認させるような不当な表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われたりすると、商品やサービスを選択する際、消費者が惑わされ、実際には質の良くない商品やサービスを購入してしまうという被害が発生してしまうおそれがあります。

そこで、景表法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽る表示の禁止や、高額景品類を制限することで、消費者が合理的な判断により商品や

サービスを選択する環境を守っているのです。

不当表示としては、例えば、実際よりも著しく優良な内容であるかのような表示や(優良誤認表示)、実際よりも著しく有利な取引条件であるかのような表示(有利誤認表示)、その他誤認されるおそれのある表示などが禁止されています。

また、景品規制としては、例えば、先着10名の来店者に漏れなく配布する記念品(総付景品)や、事業者が抽選で行うプレゼント(一般懸賞)、商店街などが行う歳末大売り出しの福引(共同懸賞)等において、景品類の最高額や総額の制限が設けられています。

表示や景品の規制は、決して特別な問題ではなく、事業者にとって日常的に接する問題であると思います。

この連載では、次回以降、具体的に、表示や景品の規制等、景表法の基礎知識を解説します。

つづく

# 少しでも有利に保険金を受け取るために

苦小牧事務所長 弁護士  
中野 正敬



自動車保険の人身傷害保険は、被害者の過失割合にかかわらず、保険会社の支払基準によって保険金が支払われるため、被害者にも過失のある事故の場合に役立ちます。

ただし、保険金はあくまで保険契約における支払基準によるため、裁判で認められる(であろう)賠償金額より低い金額となるのが一般で、この金額と保険金との差額がどうなるのかという問題が議論されてきました。

この問題の結論を簡単にいうと、最高裁判所の判例や、保険業界による約款改定によって、現在では、裁判(判決や和解)において算定された損害額における被害者の過失割合に相当する金額に人身傷害保険金が充当される扱いとなっていると言えるでしょう。

例えば、裁判において算定された損害額が2000万円で、被害者の過失が40%という例で考えますと、本来であれば、2000万円の60%の1200万円を被害者が受領できることになります。この場合に、先に人身傷害保

険金1000万円を受領していたとすると、被害者の過失割合に相当する800万円に保険金が充当されることになり、被害者は加害者から1000万円受領でき2000万円全額を確保できることとなります(なお、保険金1000万円と被害者過失部分に充当された800万円との差額200万円は保険会社に移転することになります。)

なお、加害者への請求の後に保険金を請求する場合も、同様の扱いとなるような約款改定がなされていますが、損害額はあくまで加害者に対する裁判の中で算定されることが前提ですので、注意が必要です。

このように、人身傷害保険によって損害額全額を確保できる可能性があります。しかし、保険約款の規定や、総損害額及び契約上の保険金額によることもあり、また、手続上の問題もありますので、どのような手続が最も有利となるのかご相談されることをお勧めします。